

市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金

交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等を設置している者（社会福祉法人を除く。以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所に限る。以下「認定こども園」という。）又は児童福祉法第34条の15第5項の規定による認可を受けた小規模保育事業所（同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。）であって、市内に所在するものをいう。
- (2) 一時預かり事業 保育所等が行う児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及びこれと同等の事業として市長が認めるものをいう。
- (3) 病後児対応型病児保育事業 病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙の病児保育事業実施要綱（次号において「国要綱」という。）に基づき保育所又は認定こども園が行う事業のうち病後児対応型に係るものをいう。
- (4) 体調不良児対応型病児保育事業国要綱に基づき保育所等が行う事業のうち体調不良児対応型に係るものをいう。

- (5) 特別保育事業 次に掲げる事業をいう。
- ア 保育所等が行う地域住民による主体的な子育て支援活動又は交流促進に係る事業
 - イ 保育所等がバスを賃借してこれらの施設外で保育を行う事業
- (6) 障害児保育促進事業 保育所等において次のいずれかに該当する児童を保育する事業をいう。
- ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第5条第1項に定める知事の認定を受けた児童
 - イ アに該当する児童以外の児童であって身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの
 - ウ ア及びイに該当する児童以外の児童であって千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年1月6日障第329号)に基づき療育手帳の交付を受けたもの
 - エ ア、イ及びウに該当する児童以外の児童であって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
 - オ アからエまでに該当する児童以外の児童であって、市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第45号)第14条の登録を受けた者かつ市川市こども発達相談室を利用することが好ましいと市長が認める者に該当するもの又は市川市こども発達相談室に類する施設として市長が認めるものを利用したもの
- (7) 産休等代替職員任用事業 保育所又は認定こども園において千葉県児童福祉施設等産休等代替職員制度補助金交付要綱(平成17年12月1日児第801号。別表において「千葉県要綱」という。)第2条第2項に規定する産休等代替職員(別表において「産休等代替職員」という。)を任用する事業をいう。
- (8) 保育環境改善等事業 認可保育所等設置支援事業の実施について(平成

29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙の保育環境改善等事業実施要綱に基づく基本改善事業のうち、保育所等が行う病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、別表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、同表の中欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、同表の右欄に定めるところにより算出して得た額とする。ただし、実際に要する経費の額が同表の右欄に掲げる補助金の額を超えないときは、実際に要する経費の額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出は、市長が別に定める期間に行うものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 規則第8条の承認を受けようとする設置者は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請事項(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出

しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ承認の可否を決定し、その旨を市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請事項承認可否決定通知書（様式第4号）により当該申請書の提出をした設置者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

- 2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書その他の補助対象事業の実施に要した費用の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の終了した日の翌日から起算して15日以内の日までとする。

（額の確定）

第9条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金額確定通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条の交付請求書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（交付の特例）

第11条 市長は、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金概算払請求書（様式第8号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成25年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行し、改正後の第2条第4号及び別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第4号及び別表の規定は、平成26年4月1日以後の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年1月28日から施行し、改正後の第2条及び別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、平成27年4月1日以後の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年7月20日から施行し、改正後の第2条及び別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年8月7日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前に交付の申請があった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年2月19日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、平成30年4月1日以後に交付の申請のあった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月24日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金について適用し、平成30年度分までの市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象区分	補助対象経費	補助金の額
一時預かり事業	一時預かり事業の実施に要する経費	<p>一の保育所等につき、次の各号に掲げる年間の延べ利用児童数の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 300人未満 年額1,600,000円</p> <p>(2) 300人以上900人未満 年額1,763,000円</p> <p>(3) 900人以上1,500人未満 年額3,173,000円</p> <p>(4) 1,500人以上2,100人未満 年額4,583,000円</p> <p>(5) 2,100人以上2,700人未満 年額5,993,000円</p> <p>(6) 2,700人以上3,300人未満 年額7,403,000円</p> <p>(7) 3,300人以上3,900人未満 年額8,813,000円</p> <p>(8) 3,900人以上 年額10,223,000円</p>

<p>病後児対応型 病児保育事業</p>	<p>病後児対応型病児保 育事業の実施に要す る経費</p>	<p>一の保育所等につき、次に掲げる額 の合計額</p> <p>(1) 基本額</p> <p>年額 4, 166, 000 円</p> <p>うち改善分 2, 225, 000 円</p> <p>ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分の額を減額する。</p> <p>(2) 加算額</p> <p>次に掲げる年間の延べ利用児童数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 10人以上50人未満</p> <p>年額 416, 000 円</p> <p>イ 50人以上200人未満</p> <p>年額 2, 290, 000 円</p> <p>ウ 200人以上250人未満</p> <p>年額 3, 225, 000 円</p> <p>エ 250人以上300人未満</p> <p>年額 3, 643, 000 円</p> <p>オ 300人以上400人未満</p> <p>年額 4, 162, 000 円</p> <p>カ 400人以上600人未満</p> <p>年額 5, 202, 000 円</p> <p>キ 600人以上800人未満</p> <p>年額 7, 074, 000 円</p> <p>ク 800人以上1, 000人未満</p>
--------------------------	--	---

		<p>年額 9,052,000円</p> <p>ケ 1,000人以上1,200人未満</p> <p>年額 11,030,000円</p> <p>コ 1,200人以上1,400人未満</p> <p>年額 13,007,000円</p> <p>サ 1,400人以上1,600人未満</p> <p>年額 14,982,000円</p> <p>シ 1,600人以上1,800人未満</p> <p>年額 16,959,000円</p> <p>ス 1,800人以上2,000人未満</p> <p>年額 18,937,000円</p> <p>セ 2,000人以上2,200人未満</p> <p>年額 20,912,000円</p> <p>ソ 2,200人以上2,400人未満</p> <p>年額 22,858,000円</p> <p>タ 2,400人以上2,600人未満</p> <p>年額 24,803,000円</p> <p>チ 2,600人以上2,800人未満</p> <p>年額 26,749,000円</p>
--	--	--

		<p>ツ 2,800人以上3,000人未満 年額28,695,000円</p> <p>テ 3,000人以上3,200人未満 年額30,621,000円</p> <p>ト 3,200人以上3,400人未満 年額32,547,000円</p> <p>ナ 3,400人以上3,600人未満 年額34,473,000円</p> <p>ニ 3,600人以上3,800人未満 年額36,399,000円</p> <p>ヌ 3,800人以上 年額38,325,000円</p>
体調不良児対応型病児保育事業	体調不良児対応型病児保育事業の実施に要する経費	一の保育所等につき、年額4,472,000円（体調不良児対応型病児保育事業を実施する期間が6月未満のときは、2,236,000円）
特別保育事業	特別保育事業の実施に要する経費（第2条第5号イに規定する事業にあつては、バスの賃借料に限る。）	年額250,000円
障害児保育促	第2条第6号に掲げ	次に掲げる額を加えて得た額

進事業	る事業（同号アに規定する児童に係るものに限る。）の実施に要する経費	<p>(1) 人件費の月額について、105,000円に現に第2条第6号アに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 人件費（月額105,000円を超える部分に限る。）及び人件費以外の費用の月額について、15,000円に現に第2条第6号アに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額</p>
	第2条第6号に掲げる事業（同号イに規定する児童に係るものに限る。）の実施に要する経費	<p>次に掲げる額を加えて得た額</p> <p>(1) 人件費の月額について、63,000円に現に第2条第6号イに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 人件費（月額63,000円を超える部分に限る。）及び人件費以外の費用の月額について、10,000円に現に第2条第6号イに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額</p>
	第2条第6号に掲げる事業（同号ウに規定する児童に係るものに限る。）の実施に要する経費	<p>次に掲げる額を加えて得た額</p> <p>(1) 人件費の月額について、63,000円に現に第2条第6号ウに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 人件費（月額63,000円を超える部分に限る。）及び人件費以</p>

		外の費用の月額について、10,000円に現に第2条第6号ウに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額
	第2条第6号に掲げる事業(同号エに規定する児童に係るものに限る。)の実施に要する経費	次に掲げる額を加えて得た額 (1) 人件費の月額について、63,000円に現に第2条第6号エに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額 (2) 人件費(月額63,000円を超える部分に限る。)及び人件費以外の費用の月額について、10,000円に現に第2条第6号エに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額
	第2条第6号に掲げる事業(同号オに規定する児童に係るものに限る。)の実施に要する経費	次に掲げる額を加えて得た額 (1) 人件費の月額について、31,500円に現に第2条第6号オに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額 (2) 人件費(月額31,500円を超える部分に限る。)及び人件費以外の費用の月額について、5,000円に現に第2条第6号オに規定する児童を保育した月数を乗じて得た額
産休等代替職員任用事業	千葉県要綱第8条において定める対象経	1,050円に第1号に掲げる時間を乗じて得た額から第2号に掲げ

	費から千葉県要綱に基づく補助金の額に相当する経費を控除したもの	<p>る額を減じて得た月額を、県要綱第8条の規定により知事が任用の承認をした期間において合計した額</p> <p>(1) 千葉県要綱第8条の規定により補助の対象となる産休等代替職員が保育所又は認定こども園に勤務した1月当たりの時間(1時間未満の端数が生じたときは、当該端数が30分未満であるときはこれを切り捨てた時間、当該端数が30分以上であるときはこれを1時間とした時間)</p> <p>(2) 千葉県要綱第8条の規定により算定した1月当たりの県要綱の規定による補助金の額</p>
保育環境改善等事業	保育環境改善等事業の実施に要する経費	一の保育所等につき7,200,000円